

諸統計の体系と統計関連資料の評価選別について

数 野 文 明

【要旨】 本稿は日本の統計制度にもとづく諸統計を体系的に把握し、広島県の統計主管課の公文書を素材に、その評価選別を行い、統計関連資料の歴史的価値について考察することを目的としている。

日本の諸統計は分散型といわれる統計機構のもとで生み出される。したがって指定統計を初めとする諸統計は各省庁が自前の統計主管課を組織内に持ち、地方公共団体に業務を委任して作成される。都道府県は統計主管課と事業主管課の一部が業務を委任されるが、主要統計の実査事務の末端は市町村である。都道府県は調査体制の準備・指導や調査票の審査・集計、本省命令の通知照会、調査員任命などの事務を、市町村は調査票の作成・送付を行うことになる。

統計関連資料は委任業務を行うために作成された公文書群と調査票や結果表、小票などの個人情報を含む資料群に分けられる。現在、前者のみを評価選別の対象にしているが、後者の資料は法的根拠があまりないまま廃棄されているのが現状である。前者については、調査体制や調査方法のわかる公文書を選別し、後者の調査票等の資料は保存場所や保存年限を明らかにして内容を吟味し、評価選別の可能性をさぐりたい。

一 はじめに―課題の設定―

公文書の評価選別に関して、全国の文書館に勤める実務担当者たちが「実務に即した課題」を全国レベルで共有し、各

館の選別実態を検討できる状況が生まれつつある。

一九九八年十一月発行の『公文書の管理・移管・評価選別に関するレポート集』⁽¹⁾は、全国26都道府県立文書館のうち、22館の管理・移管・評価選別の現状と課題を報告している。その総括作業はこれから評価選別の議論を深化させるために一定の役割を果たすと思われる。こうした評価選別の各論が登場したことは、一九八九年に鈴江英一氏が評価選別の課題の合理的な解決方法として掲げた「各館の体験の交流」⁽²⁾がようやく実現し始めたことを示すといえよう。

また、昨年十一月と今年の一・二月にかけて、公文書館法にうたわれている専門職員の養成研修が国立公文書館で開催された。本邦初の試みであったその研修のカリキュラム編成において、理論・実務の両面から最大の時間が割かれたのは公文書の評価選別に関わる講義・実習・演習であり、経験の相互交流も促進された。⁽³⁾

その研修に参加して今脳裏にあるのは、「そもそも公文書における価値とは何か、歴史的価値ある資料とは何か」という問いかけである。⁽⁴⁾その課題に答えるために、どのような作業から出発すべきなのであろうか。

公文書はできるだけ残すべきだという意見がある。⁽⁵⁾その倫理に魅かれる点は多くあるが、膨大な公文書量を保存するには財政的・技術的負担はあまりにも大きい。現状での紙媒体の記録文書では、合理的な管理・保存のために、公文書の歴史的価値を判断し評価選別することは「積極的」な意味を持つと思う。それだけ「歴史的価値」の意味が問われ、判断する側の責任が問われることでもある。客観的な価値基準はその意味で求められるが、それは絶対的なモノサシではありえない。あくまで「指標」である。ただ、根拠と理論をもった「指標」でなくてはならない。本稿は統計関連資料について、実際の「指標」を求めたものでもある。

そもそも公文書の評価選別は公文書のライフサイクル全体の中で考察されるべきテーマである。選別対象が現物の公文書ではなくリストのみの場合もあり、現物の公文書に当たっても、移管引継もしくは文書管理システムの条件に制約され

て十分な選別時間を確保できない場合も多い。その一方で、中間書庫を活用した多段階の選別を行い、時間をかけて不要なもの以外を残し「歴史的価値」の「発酵」を時間の経過に手伝わせている場合もある。⁽⁶⁾

こうした諸条件を本稿は分析の対象外としている。あくまで「公文書」および関連資料そのものを対象としている。

「公文書」は公務員の職務遂行過程で作成される全ての記録の意味で用いているが、紙媒体以外の磁気テープや調査票、行政刊行物などの記録をイメージしづらいため、「関連資料」という語を本稿は併用している。その点をお断りしておく。

目の前の膨大な公文書を前に、評価選別の実務において必要なのは具体的な行政活動の全般的な理解である。『対象となる各機関や各組織の分担業務を「分掌事務一覧」や「文書分類表」などで周知し、そこで作成される文書・記録に精通して』行くことに加え、『公文書が欠落している部分については、一次的な文書管理の段階にまでさかのぼり、その空白を埋める積極的な働きかけ』⁽⁷⁾をしていくことが重要である。そのために、記録作成母体の組織体を分析して、行政活動を「重層的」かつ「体系的」に知る必要がある。

本稿では、「統計行政」を取り上げ、その「体系的」理解をふまえて、統計に関わる公文書及び関連資料の所在に言及し、それらを対象に評価選別作業を行い、統計関連資料の「歴史的価値」について考えてみたい。

統計に関わる公文書・諸資料は、多くの都道府県の選別・収集基準の項目に必ずといっていいほど取り上げられている。全国の文書館の収集基準について分析された鈴江英一氏と戸島昭氏の研究によれば、大多数の収集基準は「大綱」とでもいべき基準を5〜30項目掲げたもので、「網羅」「列挙」型が多く、「必要とする公文書を特定することが困難」となる傾向があるという。まさに「膨大な量の公文書の前に立つとき、有効に機能する選別基準とはなりえていない」のである。これはある意味で当然であって、収集基準が全ての公文書を包含するために作られ、現実の評価選別には「厳格に適用」せず、むしろ「運用」することに主眼が置かれていたためである。ただし、「大綱」から踏み込んだ「細目基準」

（神奈川）や「例示」（東京）には統計関連資料に関しても注目すべき内容が見られ、後段で言及したいと思う。それを参照したうえで、あるべき基準を考えてみたい。

本稿は次のような手順で考察をすすめることにする。

まず、日本の統計制度の歴史性をふまえ、分散型といわれる統計機構の全体像を示し、国が委任して行う諸統計をその統計機構のなかで体系的に位置づける（Ⅱ諸統計の体系的把握）。

つぎに、農林業センサスや人口動態統計など具体的な指定統計を例に各統計の調査系統・資料作成過程を示し統計関連資料の内容把握を試みる。

さらに、平成六年度及び平成七年度完結文書における統計関連資料の評価選別を試験的に行い、一般化できる選別基準の内容をさぐりたい（Ⅲ統計関連資料の評価選別）。

そのうえで、統計関連資料の公文書としての歴史的価値を考えたい。

本稿はささやかな試みであり、提示した課題に応えるにはあまりにも拙いものである。ただ、国・地方公共団体という組織体の活動があるテーマに沿って体系的に把握し評価選別に生かすことは一定の意味を持つであろう。今後そうした作業を積み重ね、各文書館の経験を交流し、評価選別の収集基準を実務上有効なものにしていく必要があると思われる。

Ⅱ 諸統計の体系

1 日本の統計制度の概略

日本の統計制度は草創期から分散型統計機構であった。以下にその歴史的経緯を記そう。明治二年（一八六九）設置の

民部省は物産に関わる調査報告を徴集し産業統計を所管した。明治四年（一八七二）設置の大蔵省統計司は租税・戸籍等に関する統計を、同年設置の太政官正院の政表課は各省各府県の諸報告書をもとに全国の統計を作成した。

こうした分散型機構は必然的に調査の重複という問題を起こし、中央統計機関同士の調整を要請することになる。明治九年には太政官政表課が各省政表主任者会議を開催、明治十九年には各省院庁に統計主任がおかれ、十八年設置の内閣統計局が調整の任にあたった。

衛生統計については明治十九年「内務省報告例」が制定され、その体系化が図られた。このことから、従来二つの系統であつた内務省戸籍局（明治六年に大蔵省から戸籍事務は移管）の戸籍表と内務省衛生局（明治九年に文部省から衛生行政は移管、もともと明治六年文部省に医務局が設置されていた）の衛生統計諸表とで行われてきた人口動態調査は一本化された。また、伝染病報告や医師、病院等医療供給関連報告などの諸報告がここにまとめられた。

その後、明治三十一年、「戸籍法」が制定され、戸籍事務が内務省から司法省に移管され人口動態調査事務は内閣統計課（明治二十六年統計課に縮小、三十一年局に復活）に移された。統計課のもとでは「人口動態統計材料小票取扱手続」により市町村で小票が作成され、三ヶ月ごとに内閣統計局に送られ人口動態統計が作成された。これにより、地方分査型統計は中央集査による「調査票式統計」へとかわった。

内閣統計局の所掌事務は明治二十三年に「各官庁統計主任ノ招集及会議ニ関スル事項」を加え、三十一年には「行政各部統計ノ統一ニ関スル事項」を含んだ。こうして各省間の連絡調整が図られることになった。この調整機能はこれ以降も考慮され、大正九年には最高諮問機関として、中央統計委員会が設置されることになる。

明治三十年代以降、行政上の記録により作成する統計（現在慣習的に業務統計と呼ぶ）から統計調査を前提とした統計へと中心が移り、大正九年（一九二〇）には内閣統計局及び軍需局を併せた国勢院が設置された。しかし、その二年後に

は廃止されて統計局となり、大正十三年には内閣統計局とされる。このときの主な課には、国際連盟への統計提出を所掌する国際統計課、人口動態統計担当の動態統計課、国勢調査担当の国勢調査課があった。

また、この間の大正九年には第一回の国勢調査が臨時国勢調査局（大正七年設置）を特設して行われ、その後も大正十四年、昭和五・十・十四（臨時）・十五年と行われた。また、労働統計実地調査（内務省社会局主管から大正十三年移管）や失業統計調査、家計調査、農業調査など重要な統計も行われていった。

一方、明治後半期に基盤を確立した衛生統計体系はその後も拡充されつつ整備された。その基幹統計は「内務報告例」であった。昭和十三年に戦力増強という時局要請から厚生省が新設され内務省の衛生福祉行政が移管された。それに伴い「厚生省報告例」が新設された。

第二次世界大戦時には統計組織が縮小され（内閣統計局は昭和十七年に企画院外局となり、翌年再度内閣統計局に復帰）統計の公表も制限された。戦後、統計組織の再建が急がれ、「統計制度の改善に関する委員会」（昭和二十一年七月内閣に設置、委員長大内兵衛）の答申（昭和二十一年十月「統計制度改善に関する件答申」）により、各省に統計専管局課をもうける形態が適当とされた。それにより各省庁別に統計機構が整備され、統計の総合調整をする機関として統計委員会（現在その役割は総務庁統計局統計基準部に移る）が設置された（昭和二十一年十二月）。また、昭和二十二年の総理府官制により内閣統計局は総理府統計局となった。この年人口動態統計調査事務は統計局から厚生省の衛生統計課に移管され、この課が衛生統計部を経て、大臣官房統計調査部となっていく。広く厚生統計全般を調整する役割を担うことになる。そのほかに、昭和二十二年四月に農林省統計調査局（「現経済局統計情報部」）が設置され、同六月に商工省調査統計局（「現通産省大臣官房調査統計部」）、同九月に労働省労働統計調査局が相次いで設置され、省庁ごとに統計機構が整備されていった。

こうして現在の各省庁別の統計調査実施体制、すなわち分散型統計機構が確立した。⁽⁹⁾

2 統計法の論理と諸統計の分類

戦後の日本の統計制度を基礎づけた「統計法」は昭和二十二年三月に成立した。同法は政府もしくは地方公共団体の作成する統計で国の基本政策決定の基準として重要な統計を「総務庁長官が指定し、その旨を公示した統計」として指定統計とする。指定統計第一号は国勢調査である。現在作成されている指定統計は六二（総務庁一三、大蔵省一、国税庁一、文部省四、厚生省五、通産省一七、運輸省七、労働省三、建設省二、自治省二）ある（平成十年一月一日現在）。指定統計の承認をうけるためには、目的・事項・範囲・期日・方法・結果の公表の方法及び期日等について総務庁長官の審査をうける（同第七条）。いわば最も厳しい条件が付される統計が指定統計である。指定統計以外の統計は二つあり、一つは、統計報告調整法（昭和二十七年法律第一四八号）の規定により総務庁長官の承認をうけた統計で承認統計（法律用語は「統計報告の徴集」という。指定統計以外の政府の統計は承認統計が多い。もう一つは総務庁長官への事前の届出の必要な統計でこれを届出統計（法律用語ではなく通称）という。国の行政機関の実施する統計調査は届出統計調査の範囲から除外され、都道府県の統計の多くは届出統計である。その範囲は政令（「届出を要する統計調査の範囲に関する政令」Ⅱ昭和二十五年政令第五八号）で決められている。すなわち、国、都道府県、地方自治法第二五二条の一九第一項の指定都市、日本銀行、日本商工会議所の行う統計調査、並びに「指定都市」以外の都市が行う土地等に関する特別の統計調査について届出を義務づけている。これは統計体系の整備を目的にしているからである。

さて、同法の統計整備の特徴はその第一条に現れている。すなわち、①真实性の確保②統計の重複排除③統計体系の整備④統計制度の改善発達という四原則である。とくに「真实性の確保」は最大の目的であり、そのために人または法人に対して申告義務を課すことができ（同法第五条）申告に関する統計法の違反については懲役や罰金の刑が科せられて

いる（同法第一九条）。加えて、被調査者の「秘密の保護」（同法第一四条）及び調査票に対する「統計上の目的以外」の使用の禁止を規定している。また調査票その他の関係書類については「適正に管理するために必要な措置を講じ」る義務を実施者に課し、その参考に資するために総務庁は「調査票等の管理に関する指針」を別途指示している。

ほかに「統計の重複排除」の原則は国民に過重な負担をさせないために必要であり、「統計体系の整備」「統計制度の改善発達」の諸原則は時代が推移しても統計機構が改善され、現実を正確に反映した統計を得るために必要である。そのために総合調整機能を総務庁長官（統計局長に委任）同法第一八条の二、実質的には統計基準部長）が果たすことになっている。

以下に国の諸統計を分類して提示しておく。この分類は統計法にもとづくものである。

指定統計調査Ⅱ国又は地方公共団体が作成する統計のうち重要なもの。総務庁長官が指定し公示される。

届出統計調査Ⅱ指定統計及び「統計報告の徴集」以外の統計調査で国（都道府県、出先機関等を対象とするもののみ、その他は「統計報告の徴集」となる）、都道府県、指定都市、日本銀行、日本商工会議所が行う統計調査及び指定都市以外の市での特定領域の統計調査。事前に総務庁長官への届出を要する。

承認統計調査Ⅱ国の行政機関が一〇以上の人又は法人等を対象に行う「統計報告の徴集」。指定統計以外の各省庁が行う統計調査の多くが該当。総務庁長官の承認を要する。戦後、報告者負担の調整のために定められた。⁽¹⁰⁾

3 日本の統計機構

次に分散型といわれる日本の統計機構を示し、省庁ごとの主な指定統計の調査系統を図示して指定統計と地方統計機関との関連を把握したい。

図1は中央省庁から地方の統計作成機関に至る日本の統計機構の全体図である。国の指定統計は各省庁の統計主管部局

課から都道府県の統計主管課及び事業主管課をへて、市町村（統計担当課・係をもつのは全三三三市町村のうち四四九）⁽¹⁾へと委託される。

図1から次のことが言えよう。

①分散型統計機構では、総務庁統計局、農水省、厚生省、通産省に主要な統計主管部があるのをはじめ各省庁にほとんど統計事務主管部課がある。国の行政施策の根幹資料を得る指定統計、センサス（全数調査）が管轄されている。（総務庁Ⅱ国勢調査、事業所・企業統計、農水省Ⅱ農林業センサス、漁業センサス、厚生省Ⅱ人口動態統計、通産省Ⅱ商業統計、工業統計など）

②各省がほとんど統計事務主管部課を有するが、とりわけ地方機関の調査協力が必要な統計業務をもつ次の省（総務庁統計局、経済企画庁、文部省、農水省、通産省、労働省）は、その業務を都道府県の統計主管課（広島県では地域振興部統計課）に集中的に委託している。

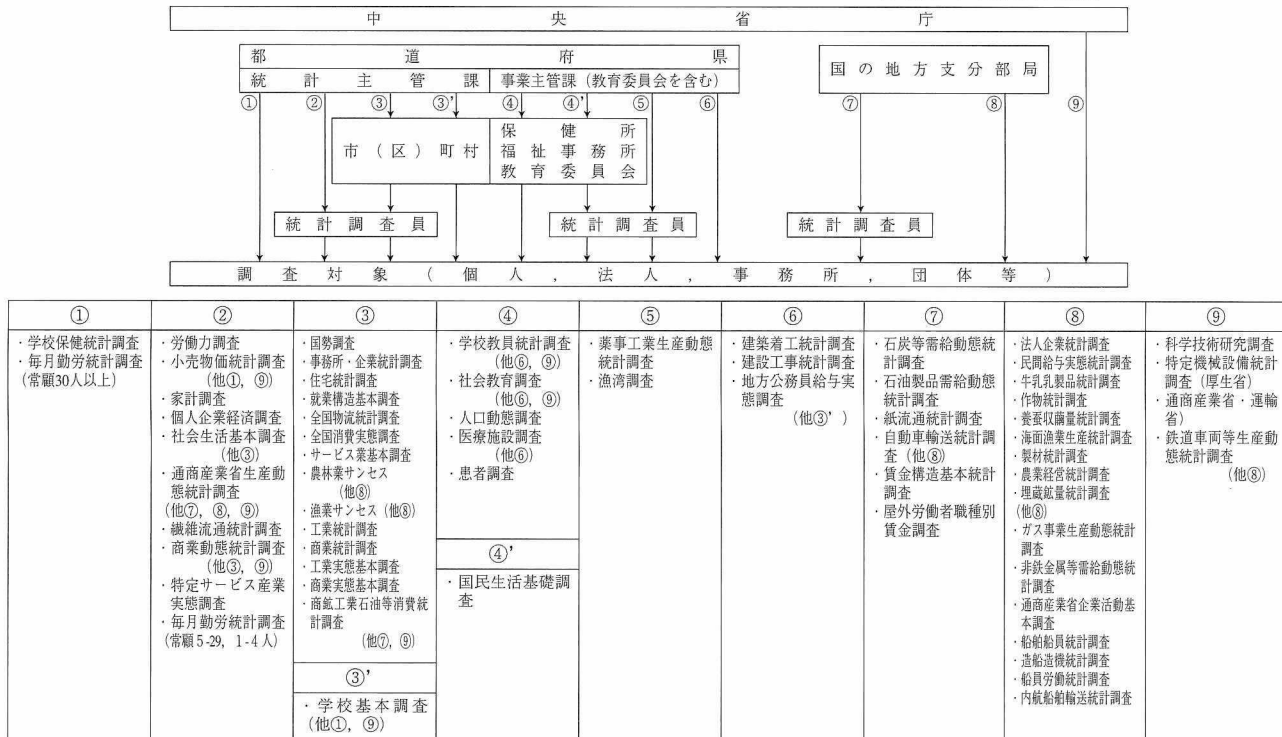
③しかし、厚生省は業務の専門性から民生・衛生部門の事業主管課（広島県では福祉保健部福祉保健課、社会福祉課、児童福祉課、薬務課など）に委託し、しかも調査系統が保健所や福祉事務所を経由する場合がある。

④そのほか業務の専門性を考へて事業主管課に委託されている統計調査には、文部省、建設省、自治省の指定統計がある。また国の出先機関に行わせている指定統計調査も多い。

図2は国の指定統計調査六三（平成九年四月一日現在）を調査系統別に分類したものである。これによれば、統計主管課に委託されているものが二七調査、他の事業主管課に委託されているものが一一調査、国の出先機関が行っているものが二二調査、その他三調査となる。

図2 国の統計調査の調査系統図（指定統計調査）

（平成9年4月1日現在）



注1. 統計主管課経由①+②+③+③'=27 事業主管課経由④+④'+⑤+⑥=11

国の出先機関経由⑦+⑧=22 その他⑨=3

注2. () 内の丸数字は他の調査統計を含む場合を示す。出典『統計実務基礎知識 平成10年度版』

調査系統がはつきりすれば、統計関連資料がどの機関に残されていくのかを、ある程度予測できることになる。また、国の統計行政に占める地方公共団体の役割も理解できる。

この分散型の長所は、統計作成者が政策立案者の要求にそう統計を作成できることにあるが、短所としては統計間の整合性や重複の問題があり調和のとれた統計体系維持のためには各部門の統計業務の調整が必須となる。この役割を担うのが図1の総務庁統計局統計基準部である。また重要事項は統計審議会で審議され決定されることになっている。

ただ、この図2は指定統計のみの調査系統図である。分散型統計機構の構造では各省庁が所管行政分野の統計調査の体系を開発し、各省庁別に詳細な統計調査体系が形成される。例えば厚生省は人口動態統計や国民生活基礎調査など厚生行政に関わる基礎的な統計調査を初め、さまざまな部局で膨大な統計調査を行っている。⁽¹²⁾したがって、地方公共団体の統計行政に占める役割は、この図よりも圧倒的に大きいといわねばならない。

地方公共団体の地方統計機構としての役割をもう少し掘り下げて考えてみたい。国と地方公共団体は統計調査において企画（国）と実施事務（地方公共団体）という役割分担をしているといえる。それは次のように考えられる。

国Ⅱ企画的業務、調査要綱・調査規則の制定、調査票の設計、調査マニュアル設計他

地方公共団体Ⅱ実施事務、調査対象の選定、統計調査員の指導監督、調査区の設定、調査票の配布・回収、審査集計他
都道府県・市町村の地方統計機構としての役割は実査・審査・集計にある。都道府県は要の位置にあつて調査の指導や審査・集計の役割を果たし、市町村は具体的な実査を担う。こうした委任事務の経費であるが、事務費は各省庁から交付され、統計専門職員の配置については、総務庁が業務量に応じて定数を決定し要する経費を統計専門職員配置費として交付している。

4 地方公共団体の諸統計の分類

この項では地方公共団体が独自に行う諸統計を分類する。⁽¹³⁾ 地方統計といえは国の行う統計で地方を調査対象にした統計調査も含むがここでは除いている。地方公共団体の調査及び業務に基づく統計のみを扱うことにする。以下、それらを統計調査と業務上作成される業務統計及び国の統計の県単位集計（加工統計）に区分する。

・地方公共団体の諸統計

- ①統計調査Ⅱ都道府県統計条例、規則を根拠とした統計調査（総務庁長官への届出が必要で届出統計調査でもある）。
- ②業務統計Ⅱ許可、登録、届け出そのほか行政上の記録から作成する統計（各省庁が都道府県に委託した指定統計、承認統計、届出統計の委託業務の結果作成されるものもある）。

- ③加工統計Ⅱ国の統計の県単位集計、及び他の統計数値を加工したもの。

表1は平成十年一〇月に財団法人全国統計協会連合会（以下全統連と略称）が発行した『地方統計ガイド』をもとに都道府県の諸統計を統計調査、業務統計、加工統計に区分したものである。このガイドは各都道府県の統計主管課に全統連がアンケート調査を行い、その結果をとりまとめたものである。この数値から都道府県の諸統計及び統計主管課の統計業務の特徴を考えてみたい。これを見ると数字のバラツキが大きく最多の神奈川と最小の長崎で一〇〇以上の差を生んでいる。この原因はアンケートに答えた統計主管課担当者の地方統計に対する定義の差があったことと、統計主管課が全庁の統計調査や業務統計及び加工統計を組織的に把握していた県とそうでない県との差が現れたからだと思われる。現実には神奈川県統計主管課は年度末に全庁的に統計調査、業務統計を把握して『統計資料の手びき』⁽¹⁴⁾を発行している。この「手びき」は調査事項や調査対象から担当課、刊行物の名称、閲覧場所まで記載しており、極めて有用と思われる。また、新潟県でも全庁での統計調査を把握している。⁽¹⁵⁾

本来的には各部署が必要な統計については、統計主管課のもとで届出統計の手続を行い、総務庁長官へ届け出ること

表1『地方統計ガイド』に見る都道府県別地方統計数

県名	統計調査	業務統計	県単集計	合計	統計主管課占有率	統計主管部・課
北海道	11	0	2	13	3/11	総合企画部経済企画室統計課
青森県	16	31	20	67	1/16	企画部統計課
岩手県	8	13	3	24	1/8	企画振興部統計調査課
宮城県	18	8	8	34	4/18	企画部統計課
秋田県	6	4	11	21	1/6	企画調整部情報統計課
山形県	7	1	15	23	4/7	企画調整部統計調査課
福島県	21	0	12	33	1/21	企画調整部統計調査課
茨城県	10	0	5	15	4/10	企画部統計課
栃木県	6	11	15	32	1/6	企画部統計課
群馬県	13	4	14	31	5/13	企画部統計課
埼玉県	26	31	5	62	5/26	総務部統計課
千葉県	12	4	10	26	6/12	企画部統計課
東京都	23	34	5	62	2/23	総務局統計部管理課
神奈川県	47	60	11	118	6/47	企画部統計課
新潟県	50	13	25	88	4/50	企画調整部統計課
富山県	17	2	7	26	3/17	企画部統計課
石川県	7	5	3	15	4/7	企画開発部統計課
福井県	7	23	19	49	2/7	総務部情報政策課
山梨県	16	0	6	22	2/16	企画県民局統計調査課
長野県	48	10	8	66	3/48	総務部情報統計課
岐阜県	11	0	10	21	8/11	企画部統計課
静岡県	25	5	9	39	4/25	企画部統計調査課
愛知県	11	5	13	29	2/11	企画部統計課
三重県	10	0	6	16	2/10	総合企画局統計調査課
滋賀県	11	26	14	51	1/11	企画県民部情報統計課
京都府	7	7	4	18	1/7	総務部統計課
大阪府	12	37	23	72	1/12	企画調整部統計課
兵庫県	21	0	5	26	0/21	生活文化部統計課
奈良県	5	0	8	13	2/5	総務部統計課
和歌山県	4	0	11	15	1/4	企画部統計課
鳥取県	10	6	4	20	5/10	企画部統計課
島根県	7	9	10	26	1/7	企画振興部統計課
岡山県	7	2	6	15	2/7	企画振興部統計管理課
広島県	6	12	6	24	5/6	地域振興部統計課
山口県	30	24	19	73	1/30	企画振興部統計課
徳島県	6	46	6	58	1/6	企画調整部統計調査課
香川県	15	0	3	18	2/15	企画部統計調査課
愛媛県	16	19	17	52	1/16	企画環境部統計課
高知県	1	0	13	14	1/1	企画振興部統計課
福岡県	12	14	13	39	2/12	企画振興部調査統計課
佐賀県	10	18	8	36	4/12	企画交通局統計課
長崎県	4	0	4	8	2/4	企画部統計課
熊本県	17	38	6	61	2/17	企画開発局統計調査課
大分県	9	29	8	46	3/9	企画部統計情報課
宮崎県	7	0	8	15	3/7	企画調整部統計課
鹿児島県	26	18	15	59	2/26	企画部統計課
沖縄県	2	32	11	45	0/2	企画開発部統計課

注）統計主管課占有率とは統計調査のうち統計主管課が独自に行う調査の比率を分数表示したもの

表2 広島県平成六年度完結文書統計関連簿冊一覧

整理 番号	文書分 類番号	題 名	件 名	保存 年限	課 名	廃棄予 定年度	備 考
57	A1700	統計	自治省統計	5	情報政策	2000	
58	A1723	水産業統計	第九次漁業センサス	10	統計	2005	20冊
59	A1700	統計調査員	調査員安全対策	5	統計	2000	2冊
60	A1712	労働統計	労働力特別調査	5	統計	2000	
61	A1712	労働統計	労働力調査一件	3	統計	1998	
62	A1713	賃金統計	毎月勤労統計調査	3	統計	1998	
63	A1751	商業 サービス業統計	特別サービス業実態調査, 商業動態統計調査	3	統計	1998	5冊
64	A1761	企業統計	法人企業動向調査	3	統計	1998	
65	A1761	企業統計	民間非営利団体実態調査	3	統計	1998	
66	A1771	家計統計	消費動向調査	3	統計	1998	
67	A1711	人口統計	住民基本台帳人口移動報告	2	統計	1997	
139	C1320	決算統計	決算統計 本表	5	福祉保健課	2000	
140	C1320	決算統計	決算統計 資料	5	福祉保健課	2000	
141	C1320	決算統計	公共施設・公害	5	福祉保健課	2000	
142	C1320	決算統計	歳入,歳入決算付属書	5	福祉保健課	2000	
143	A1782	保健統計	厚生統計調査委託費	10	福祉保健課(医療対策課)	2000	
144	A1782	保健統計	人口動態調査	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
145	A1782	保健統計	厚生省報告例(衛生関係)	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
146	A1782	保健統計	保健所運営報告	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
147	A1782	保健統計	伝染病統計	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
148	A1782	保健統計	医療施設情報管理システム 入力通知書	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
149	A1782	保健統計	病院報告①	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
150	A1782	保健統計	病院報告②	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
151	A1782	保健統計	病院報告③	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
152	A1782	保健統計	老人保健施設統計	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
153	A1782	保健統計	老人訪問看護統計	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
154	A1782	保健統計	医療従事者調査	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
155	A1782	保健統計	実態調査	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
156	A1782	保健統計	会議	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
157	A1782	保健統計	電算等	5	福祉保健課(医療対策課)	2000	
158	A1782	保健統計	老人保健事業報告	5	福祉保健課(医療対策課)	1998	
164	A1700	統計	厚生省報告例	3	社会福祉課	1998	
167	A1700	統計	生活保護統計年報原稿	5	社会福祉課(高齢者福祉課)	2000	
168	A1700	統計	生活保護統計月報①~⑦	5	社会福祉課(高齢者福祉課)	2000	14冊
169	A1700	統計	生活保護統計年度報告	5	社会福祉課(高齢者福祉課)	2000	
170	A1700	統計	厚生省報告例①~⑦	5	社会福祉課(高齢者福祉課)	2000	7冊
185	A1781	福祉統計	厚生省報告例	5	障害福祉課	2000	8冊
189	A1781	福祉統計	基礎資料	3	児童福祉課	1998	2冊
190	A1781	福祉統計	厚生省報告例	3	児童福祉課	1998	5冊
191	A1781	福祉統計	保育所職員数調	3	児童福祉課	1998	
192	A1781	福祉統計	年度途中入所状況報告	3	児童福祉課	1998	
209	A1731	工業統計	薬事工業生産動態統計調査4・10,11~3	5	業務課	2000	
217	A1731	工業統計	業価調査	5	業務課	1999	
218	A1731	工業統計	薬事工業生産動態調査	5	業務課	1999	
222	A1700	統計(1)	事業状況(月報)	3	保険課	1998	5冊
227	A1700	統計	入込観光客の動向	5	商工労働部商業観光課	1999	
333	N1932	特用林業物統計	需給動態調査	3	林業振興課	1998	
341	A1741	建築統計	建築動態統計調査票	10	建築課	2005	
342	A1741	建築統計	実態調査成果品	5	建築課	2000	
345	A1710	人口労働・賃金	毎日勤労統計	10	企業局総務課	2005	
346	A1710	人口労働・賃金	毎日勤労統計	10	企業局総務課	2004	

なっている。どの都道府県の統計主管課も届出統計は全庁的に把握しているはずである。しかし、国から委託された指定統計・承認統計や（国の）届出統計が庁内のどの部局や原課で委託されているか、その結果からどんな統計が作成されるか、予算化された調査についてわざわざ届出をしない部局や原課があることまで把握していないところが多いということであろう。統計主管課は九割以上が国費職員であり、機関委任事務遂行が役割である。県独自の統計調査とは区別する意識が強い。国の諸統計に対する総務庁統計局の総合調整の役割を都道府県の統計主管課が担える体制ではない。各部局が独自の行政課題に応じて統計調査を予算化し資料を得ていく構造は国の省庁と同様であるが、ただし、調整も把握も行わない。したがって都道府県の統計関連資料は各部局ごと各課ごとに把握していく必要がある。ただし統計主管課が全庁的に統計調査を把握している都道府県はその調査記録を手がかりにしていく方法が有効である。⁽¹⁷⁾

三 統計関連資料の評価選別

国・都道府県・市町村の統計業務の内容をふまえ、公文書としてどのような統計関連資料が作成されたかを表2（平成六年度完結文書リストに掲載されていた簿冊）で把握してみたい。

表2によれば、題名に統計を冠した行政文書は一一〇簿冊で平成六年完結文書約一万簿冊のうち約一％の割合を占める。このうち統計主管課である統計課の有期限文書は三四冊、厚生省の統計業務を委託されている保健福祉部の有期限文書は六〇冊である。両者がほぼ統計関連資料の全体を占め、両者の分析がここでの評価選別の中心となる。

これらの統計関連資料が生み出されたのは、おもに国の統計業務が県の統計主管課及び事業主管課に委託された結果であった。表3によって中央省庁と、統計調査を委託された県の原課を関連づけて示しておく。ただし、この諸統計は委託

された統計の一部である。表は統計主管課及び厚生統計担当課と国の諸統計の関係を示している。

さて、考察の手順であるが、これまで作成されてきた評価選別の「収集基準」の検討を特定の都県の事例によってまず行いたい。統計関連資料の「収集基準」を見定めたうえで、広島県の統計主管課の公文書を対象に試験的に評価選別を行っていくことにする。

統計主管課の公文書については、平成六年度の完結文書から漁業センサスを、平成七年度完結文書から農業センサスと国勢調査関係の完結文書を取りあげたい。また厚生統計を委託されている福祉保健部では、平成六年度完結文書から人口動態統計と厚生省報告例等の簿冊を取りあげることにする。おのおの国の基幹統計であるとともに、統計業務の過程からどう公文書が作成されたかを知るうえで調査系統が適当な事例だと判断したからである。

1 統計関連資料に関わる「収集基準」について

本来、「収集基準」は、文書管理制度及び文書館への移管・引継ぎ体制と連動して包括的に考えるべきであり、一つのテーマで基準の一部を「切り取ル」ように考察する方法は、その有効性を吟味しなくてはならない。ただ、行政活動の一つのテーマで掘り下げ、選別しようとする場合、一点集中的に基準を考えることが可能であり、対象とする公文書の範囲が狭まるだけに、有効な収集基準を生み出すことも考えられる。ただ、「収集基準」が全能の神ではないし、あくまで「運用」される指標でしかない。その前提で以下の考察をしたい。

それでは、具体的な「収集基準」として東京都、及び神奈川県を見てみよう。東京都は次のように「種別」と「例示」を掲げ、神奈川県は「方針」「選別される歴史的公文書等」に続いて細目基準の「区分」と細目基準の内容をあげている。ともにもっとも詳しい基準の一つである。

○「東京都公文書館」

表 3 国の諸統計と統計・事業主管課対応表（統計主管課及び厚生統計担当事業主管課のみ）

中央省庁	指定統計	承認統計	届出統計	主管課	調査周期
総務庁統計局	国勢調査			統計課	5 年
総務庁統計局	住宅・土地統計			統計課	5 年
総務庁統計局	事業所企業統計			統計課	5年 (3年目に 簡易調査)
総務庁統計局	労働力調査			統計課	月毎
総務庁統計局	小売物価統計調査			統計課	月毎
総務庁統計局	家計調査			統計課	月毎
総務庁統計局	個人企業経済調査			統計課	毎四半期
総務庁統計局	全国消費実態調査			統計課	5 年
総務庁統計局	全国物価統計調査			統計課	5 年
総務庁統計局		労働力特別調査		統計課	1 年
総務庁統計局		単身世帯収支調査		統計課	月毎
総務庁統計局		貯蓄動向調査		統計課	1 年
総務庁統計局		国勢調査の試験調査		統計課	
総務庁統計局		全国消費実態調査 の試験調査		統計課	
総務庁統計局		消費動向調査		統計課	毎四半期
経済企画庁 調査局		民間非営利団体 実態調査		統計課	1 年
文部省大臣官房 調査統計企画課	学校基本調査			統計課	1 年
文部省大臣官房 調査統計企画課	学校保健統計調査			統計課	1 年
農林水産省経済局 統計情報部	漁業センサス			統計課	5 年
農林水産省経済局 統計情報部	農林業センサス			統計課	5 年
通商産業省大臣 官房調査統計部	工業統計調査			統計課	1 年
通商産業省大臣 官房調査統計部	商業統計調査			統計課	3 年
通商産業省大臣 官房調査統計部	生産動態統計調査			統計課	月毎
通商産業省大臣 官房調査統計部	繊維流通統計調査			統計課	月毎
通商産業省大臣 官房調査統計部	商業動態統計調査			統計課	月毎
通商産業省大臣 官房調査統計部	特定サービス産業 実態調査			統計課	1 年
通商産業省大臣 官房調査統計部	商工業石油等消費 構造実態調査			統計課	1 年
通商産業省大臣 官房調査統計部	商工業実態基本調査			統計課	1 年

（次頁につづく）

労働省大臣官房 政策調査部	毎月勤労統計調査			統計課・企 業局総務課	月毎
厚生省 人口動態統計課	人口動態調査			福祉 保健課	(前月及び その月14日)
厚生省 人口動態統計課		人口動態 社会経済面調査		福祉 保健課	テーマ・ ローテ
厚生省国民生活 基礎調査室	国民生活基礎調査			福祉 保健課	3年毎大規 模他年簡易
厚生省国民生活 基礎調査室		保健福祉動向調査		福祉 保健課	テーマ・ ローテ
厚生省保健統計室			厚生省報告例	福祉保健課	1年
厚生省 保健社会統計課			厚生省報告例	福祉 保健課	1年
厚生省 保健社会統計課			厚生省報告例	福祉 保健課	1年
厚生省 保健社会統計課			厚生省報告例	福祉 保健課	1年
厚生省 保健社会統計課		社会福祉施設等 調査		福祉 保健課	3年毎精 密で毎年
厚生省 保健社会統計課		健康・福祉関連 サービス産業統計調査		福祉 保健課	3年
厚生省 保健社会統計課		健康・福祉関連 サービス産業統計調査		福祉 保健課	3年
厚生省保健統計室			保健所運営報告	福祉保健課	1年
厚生省保健統計室			老人保健事業報告	福祉保健課	1年
厚生省生活衛生局			食中毒統計	福祉保健課	1年
厚生省保健統計室			母体保護統計	福祉保健課	1年
厚生省保健統計室			医師・歯科医師・ 薬剤師調査	福祉 保健課	1年
厚生省保健統計室			伝染病統計	福祉保健課	1年
厚生省保健統計室	患者調査			福祉保健課	3年
厚生省保健統計室	医療施設調査			福祉保健課	1年
厚生省保健統計室		病院報告		福祉保健課	1年
厚生省保健統計室		老人保健施設調査		福祉保健課	1年
厚生省保健統計室		訪問看護統計調査		福祉 保健課	1年(経営 票2年毎)
厚生省薬務局	薬事工業生産動態 統計調査			薬務課	月毎
厚生省薬務局		医薬品産業実態調査		薬務課	
厚生省薬務局		医薬品等価格調査		薬務課	(2年だっ たが'96年 臨時調査)

公文書等の収集基準の実施細目

（選別収集対象の範囲）

第四条 収集する公文書等の範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 有期保存文書及び刊行物等

種別Ⅱ No 5 各種調査、統計に関するもの、

例示Ⅱ 調査規則、要綱運用解釈通知、調査要領制定改廃、要望アンケート、機関委任統計予算要望、事務改善要望、その他必要と思われるもの

○「神奈川県立公文書館」

神奈川県立公文書館公文書等選別基準

3 細目基準の制定

（9）調査、統計及び研究に関する公文書等

（1）統計

次のものはすべて収集する。

ア 結果報告書（行政刊行物として刊行されたものを除く。）

イ 指定統計等結果が報告書としてまとめられ公表される統計以外の統計のうち、臨時的又は独自に実施された統計で重要な内容のものに係る公文書等。

（2）調査及び研究

次のものはすべて収集する。

ア 調査研究報告（行政刊行物として刊行されたものを除く。）

イ 上記報告書に盛り込まれない重要なプロセス、条件等について記載された公文書等

ウ 報告書そのものは作成されないが、重要な研究の調査内容等に関する公文書等⁽¹⁸⁾

東京都の例示は、前段の「選別の原則」をふまえて、その意図を考えなくてはならないが、調査規則や要綱運用解釈通知などの例示からは、統計、調査に関わる規則とその変遷を残そうとすることがわかる。要望アンケートは機関委任された統計業務についての市町村からの要望であろうか。もしそうならば、広島県の事例では残すほどの歴史的価値は感じないが。また機関委任統計予算要望については、国費によって行う定型化された統計業務なので、どこに価値を見出しているのか判然としない。総じて、現実の統計関連資料については、参考になりにくいですが、前段の調査規則とその制定改廃という基準は大切であろうと思う。

神奈川県の場合は、統計の結果報告書全てと結果が公表されない独自の統計調査の関連公文書を残そうというものである。結果報告書は刊行されたものを除くのであるから、小さな表象区分のデータで刊行物に記載されない情報をもつ報告書や結果表を想定されているのであろうか。

理論的には歴史的価値を生む公文書の基準として納得のいく内容であるが、実際の統計関連資料はこの内容に当てはまるものがあまりにも少ない。我々が目にする多くの公文書は指定統計など委任された統計業務に関わって生み出されるものである。そうした資料はこの基準からほとんどもれてしまうことになる。

しかし、この細目基準の中では、公表されないデータを含む結果報告書や結果表を選別することはさまざまな統計関連資料にあたって評価選別を考える際の実践的な基準になることはいえるであろう。

両者の「収集基準」から考えると、実際の公文書に即した基準、すなわち実際の公文書をその基準に照らして評価する

基準が必要ではないかと思われる。例えば、調査規則とその制定改廃という「例示」の内容はもう少し広く、「調査方法と調査体制及びその変化・経過・改廃・根拠を含む公文書」にまで範囲を広げて「準備会議、調査会議」などの「例示」も含めて提示して良いのではあるまいか。また調査票の扱いも規定するべきであると考ええる。

2 農林業・漁業センサスと公文書

次に具体的な公文書を対象に評価選別作業を試みよう。その際、基本的な公文書の価値基準を安藤正人氏の論文及びシ
ェレンベルグの『現代公記録文書の評価』⁽²⁰⁾を参考に次のように設定しておく。

- 一次的価値（現用価値）＝記録作成目的本来の価値（業務価値、法務価値、財務価値）
- 二次的価値（非現用価値）＝記録作成目的以外の価値（いわゆる歴史的価値）

証拠的価値（組織・団体の機能や機構を明らかにする情報）
情動的価値（記録作成の意図とは別に有用な情報）

この記録文書の価値基準と先に見た「収集基準」の内容を参考に以下の評価選別を行っていききたい。

農林業センサスは五年に一度おこなわれる全数調査（センサス）で指定統計である。中央管轄省庁はもちろん農水省である。簿冊の内容を表4で見ると、市町村経由の大規模調査だけに、市町村への調査内容の指示・指導に関する事務や調査票・電算表の審査・集計、及び中央省庁に対する結果報告書の作成などが中心になっている。起案文書以外では、農水省からの命令文書や手引き、要項などの調査マニュアルや、電算集計関係の手引き書等がある。この表にはないが、これに加えて統計調査員の選任等の事務がある。委任事務だけに、県の統計主管課は地方の実査機関の要として、中央との連絡調整、事前準備、市町村への指導と市町村からの報告集計、中央への結果報告等の業務を行っていたとまとめられよう。表の内容区分は「調査体制・調査方法」「実査・審査」「管轄省庁への報告書、報告表」「予算・表彰その他」を考えた。

簿冊の内容に沿った区分とした。

さて、表を見ると圧倒的に「調査体制・調査方法」に関わる文書が多い。それらのうち、選別しておくべき簿冊は何であろうか。整理番号73、78、80の簿冊を一応選別対象と考えてみた。農林業センサス規則や実施計画概要など調査体制や調査方法に関する刊行物（80番）は最低限必要であろうし、農業センサス総合検討表や農業センサス広島県協議会担当学会議（73番）は中国地方各県の調査体制の状況や問題がわかる。また結果主要項目検討表（73、78番）は町村ごとに数値の変化の理由を地域の視点で考えており興味深い。一方、整理番号74、77番の簿冊は会議資料の多くが80番と重なり、会議といっても調査規則等を材料にその伝達指導が主であり残すべき内容は見当たらなかった。

実査・審査・電算処理に関する文書はほぼ選別からはずして良い。電算のエラーリスト（73番）は膨大で簿冊から抜き取り廃棄すべきである。予算表彰関係も、調査票エラー率の低い調査員・指導員の表彰であり、残すべき歴史的価値を考えにくい。問題は各種報告書関係の簿冊（75、76番）である。農家の転居先連絡表と農業事業体数は明らかに不要（75番）としても、集落ごとの農家数と簡易な経営体制がわかる市区町村農家数報告表などをどう判断するかは難しい。小さい表象単位のデータは勝手に廃棄される場合が多いので、刊行物で得られる情報か否かをはっきりさせるべきである。一応判断留保としておく。

結局、統計主管課という機関の業務に関する証拠的価値を考慮すれば、調査体制・調査方法に関する文書を選別保存することは許されると思う。農水省が作成する調査要綱や手引きは中央省庁で保存されているが、情報が中央の一極集中にならないために、また即座に調査システムを理解し調査全体を理解するために、県段階でも保存する必要があると考える。

結局、選別する公文書は、表4から、調査体制・調査方法及び統計数値や調査体制の検討に関する公文書となる。整理番号でいえば73、78、80の三簿冊である（判断留保は76）。

実査・審査・電算処理に関する文書	農水省への報告書、報告表など	予算・表彰関係その他
農業センサエーリスト 新旧市区町村別一覧表	農家数報告表 農業事業体数報告表 調査員設定数報告書	
	結果概要の統計表素案 表彰者候補者推薦要領	実施委託費 積算内訳
	農家以外の農業事業体数 農家の転居先連絡表	
	農業センサス結果報告。起案 市区町村農家数報告表	
		大臣表彰功績調書 電算集計委託一件
結果表一覧表編成表様式表 オペレーション仕様書他		

表 4 農業センサス関連広島県平成七年度完結文書

文書分類番号 —整理番号	題 名(上) 件 名(下)	調査体制・調査方法に関する文書
A1721-73	農業センサス 農林水産省発文書	準備調査関係文書 1995年農業センサス総合検討表 1995年農業センサス広島県協議会担当者 会議、結果主要項目検討表 農業センサス結果速報 事後調査要領、事後調査の手引き
A1721-74	農業センサス 起案文書及び発文書	事後調査の手引き、事後調査要領 1995年農業センサス要項 調査票の使用要領、電算関係資料 農水省からの命令文書
A1721-75	農業センサス 各種報告書関係1/2	
A1721-76	農業センサス 各種報告書関係2/2	
A1721-77	農業センサス 各種議会資料、 センサス協議会	中国ブロック会議(刊行物資料有) 農センプリテスト(刊行物資料有) 広島県協議会(刊行物資料有) 実査・審査指導会
A1721-78	農業センサス 市町村別各種検討表	1995年農業センサス総合検討表 1995年農業センサス主要指標検討箇所 結果主要項目検討表
A1721-79	農業センサス 予算関係表彰関係	
A1721-80	農業センサス 農林水産省発行手引き等	農林業センサス規則、実施計画概要 準備調査の手引き、農家調査の手引き 事後調査要領、結果概要、結果速報等
A1721-81 A1721-82	農業センサス 電算集計関係手引き等	

では農林業センサスの調査票、照査表、結果表を初めとする重要資料はどう扱われるのか。

農林業センサス規則（注）の「結果表等の保存」の項目（第一九条）によれば以下になる。

国（農林水産大臣）⇨調査票（国・特殊法人が林業事業体の場合）を一〇年間、全国結果表を永久に保存する。

都道府県（知事）⇨調査票（市区町村からの提出及び都道府県が林業事業体である場合）、市区町村結果表、都道府県結果表、及び関係書類を一〇年間保存しなくてはならない。

市区町村（首長）⇨照査表、調査票（都道府県に送付後、再び送り返される）を一〇年間保存しなくてはならない。

実査の中心である市区町村は調査票保存の義務も課される。都道府県は調査期日二年後以降は市区町村に代わり調査票を保存できる規程があるがその際も保存年限は一〇年間である。

こうしてみると、調査票・結果表は最短一〇年で廃棄され、データに基づき行政刊行物等に記録されない限り、市区町村にも記録が残されないことになる。もしこれらのデータを使用する場合には「目的外使用」であるため総務庁長官の承認が必要である。「統計法」の枠組みのなかで「真実性の確保」と「申告義務」及び「秘密の保持」は最も重要な要素であり、調査票等の管理、罰則はその関連において理解される。調査票・結果表の保存年限後の管理は現状では国・都道府県・市区町村に属している。しかし、保存期間は規定されているが、廃棄等の法的根拠は明確でない。調査票、都道府県・市区町村結果表は廃棄文書として非現用になった段階で移管及び評価選別を文書館側が主体的に行うことが望まれる。

シエレンベルグは次のように企業調査・農業調査の調査票に関して述べている。⁽²⁾

企業調査及び農業調査の調査票は、国勢調査の調査票に類似しているが、しかし国勢調査と同じ価値は持たない。その主たる理由は、そこに含まれる情報がほとんど常に集合体として利用され、個々の企業又は農業単位との関係では利用されないからであり、かつ集合体は十分に集計されているからである。

表5 漁業センサス関連広島県平成六年度完結文書

文書分類番号・番号	題名	件名	内容
A1723-28	水産業統計	第九次漁業センサス	本調査事務打ち合わせ、事後調査、公表関係（A4 ファイルで第九次漁業センサス公表とあり、結果速報含む）、準備調査
A1723-29	水産業統計	第九次漁業センサス	電算リスト、集計リスト（市町村を地区として一括しその地区ごとに集計して提出させた書類）
A1723-30	水産業統計	第九次漁業センサス	会議等（広島県をブロックセンターとして電算処理するため、中国地方全体の会議等を行っている）
A1723-32	水産業統計	第九次漁業センサス	漁業センサスに関わる一般文書一件、（資料送付一覧、センサス交付金の概算内示、調査用品配布、県協議会開催、ブロック会議質疑応答、各種調査手引き、農水省通知文書、広報活動、幹事県等統計主管課長・地方農政局動態統計課長等合同会議、市町村協議会設置市町村について報告）
A1723-24	水産業統計	第九次漁業センサス	照査表（部分）、審査集計に関するブロック会議資料（調査の手順・集計の方法、調査票審査の方法）

次に漁業センサスを考えてみよう。

当センサスも農水省の重要な指定統計である。図1は第九次漁業センサス時の調査系統と調査客体を示す。図中(1)の調査系統は海面漁業基本調査と内水面漁業調査の系統、(2)は漁業地区調査の系統である。これを見ると農水省の出先機関である統計情報事務所等を通じた調査系統も重要な役割をはたしていることがわかる。また出先機関の調査客体は地区・組織体・業者などで世帯調査・経営体調査を中心とする(2)の調査系統とは役割を異にしている。さて次に漁業センサスに関わって作成された公文書の一部について検討を加えてみよう。

表5はその内容を示す。これによれば、内容はほぼ二つに集約されよう。①実査の中継点としての県の業務である準備・本調査・事後の市町村への指導や調査体制・調査方法に関する文書（28、32、24の簿冊）と②電算による集計業務関連文書（29、30の簿冊）である。

諸統計の体系と統計関連資料の評価選別について（数野）

このほか表では省略したが調査員関連及び調査区関連の簿冊がある。

これらのなかで選別すべき公文書は何だろうか。

整理番号 28、32、24 の簿冊は調査体制・調査方法に関わる文書を含んでおり選別して良いのではないか。

では漁業センサスでの重要資料である調査票・結果表等はどう扱われるのか。

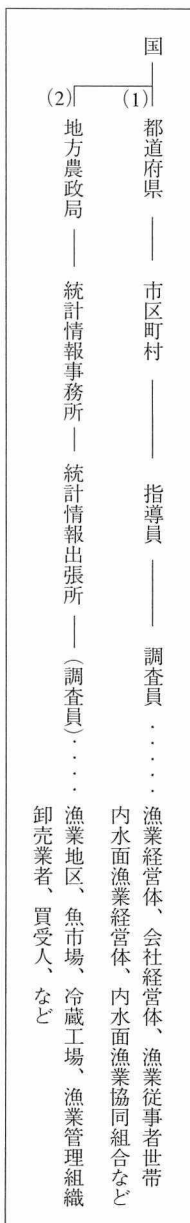


図 3 第九次漁業センサス調査系統

図 3 の調査客体それぞれの調査票に基づき、海面・内水面・漁業地区それぞれについて都道府県別・市区町村別・漁業地区別の一覧表や結果表が作成される。そのうち都道府県で作成されるのは海面漁業基本調査の名簿を収録した磁気テープ、同調査速報結果表（磁気テープ）、同調査漁業地区結果表、同地区別一覧表（磁気テープ）、同調査都道府県結果表（磁気テープ）である（内水面については国が地区別一覧表や都道府県結果表を作成）。保存は次のように漁業センサス規則で定められている（原文は異なる）。

国（農林水産大臣） Ⅱ 調査票及び整理表、結果表、一覧表は五年間、磁気テープは一〇年間、全国結果表は永久に保存しなくてはならない。

都道府県（知事） Ⅱ 調査票、名簿、結果表、一覧表を五年間保存しなくてはならない。

市区町村（首長）Ⅱ（都道府県から送付された）結果表を五年間保存しなくてはならない。

これを見ると、農林業センサスよりも保存期間は短く、わずか五年間で調査票・結果表等は保存義務が消滅することになる。

広島県では調査票・結果表等の資料がダンボール詰めになれ作成一年後、総務課書庫に移される。しかし保存期間終了後の文書館への移管は統計主管課に断われ、実施できていない。

3 厚生統計関連資料の評価選別

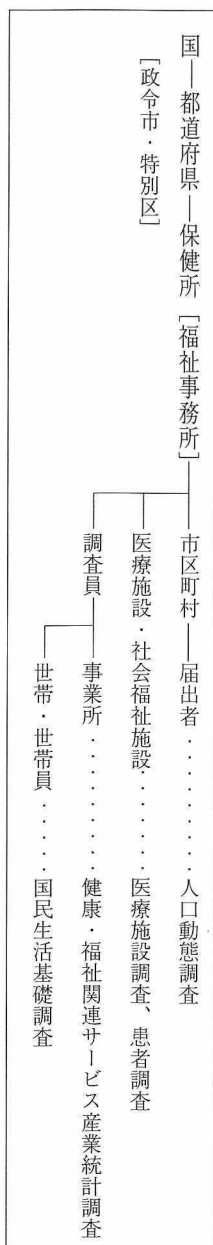


図4 厚生省の調査系統

次に厚生省の統計について検討しよう。図4は厚生省の調査系統を示す。すべての厚生統計がこの調査系統ではないが多くの指定統計・承認統計がこの系統で調査されている。保健所及び福祉事務所経由の調査が多いことと統計主管課ではなく民生・衛生担当の事業主管課に委託されているのが特徴である。この点は都道府県に残される資料や作成される文書に反映されている。表6は平成六年度完結文書のうち厚生統計に関わって作成された公文書の一部を示す。この内容によれば人口動態統計にせよ厚生省報告例にせよ病院報告にせよその中心は保健所から県への送付票である。人口動態統計の場合、送付票には出生票・死亡票を保健所から県に何枚送ったかが月別・保健所別に記されている。そのほか厚生省から

表6 厚生統計関連広島県平成六年度完結文書

文書分類番号一番号	題名	件名	内容
A1782-111	保健統計	人口統計動態	3冊ファイル＝本省命令發文、受領書、返戻の個票、人口動態調査都道府県送付票（月別、保健所別）、人口動態調査票保健所送付票、人口動態調査疑義照会控（厚生省往復）
A1782-112	保健統計	厚生省報告例（衛生関係）	送付票（保健所ごと）、県全体の集計表（コピーカーボン）、訂正票
A1782-116	保健統計	病院報告①②③	送付票（保健所ごと、病院ごと）
A1782-119	保健統計	老人保健施設統計	実態調査の施設票、施設ごとの入所者・通所者数を報告する送付票
A1782-122	保健統計	実態調査	3冊ファイル＝国民生活基礎調査、保健福祉動向調査に関する経費の令達、親標本設定、調査地区名簿、実施に関わる厚生省からの通知文、健康福祉関連サービス需要実態調査に関する調査員任命、調査の手引き、調査区設定、本省通知文、事務打合せ会議資料他

の命令發文や厚生省往復の疑義照会控、調査員・調査区関連文書、及び調査の手引きや事務打合せ資料（整理番号122、実態調査）など委任事務である指定統計・承認統計の実務に関わる文書が多く見られる。これらの公文書のうち、業務に関わる証拠的価値をもつ公文書として整理番号122番の調査の手引きや事務打合せ会議資料を含む簿冊を選別し、残りの簿冊は選別する必要はないと判断した。

その他、選別対象とすべき公文書を次に明らかにしよう。

図5は人口動態統計の調査系統を詳細にして調査に関わる小票や送付票の流れも加えたものである。これによれば、次の手順で調査が行われていることになる。

① 出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届は市区町村の戸籍担当係に提出される。

② 市町村戸籍担当係は各届から調査票を作成し、死産票だけは一緒に、送付票とともに保健所へ送付する。他の届は法務省（現地指導官の指導）に送られる。

③ 保健所は調査票から写して死亡小票、出生小票を作成し死産届と共に保存（小票三年、死産届五年）する。調査

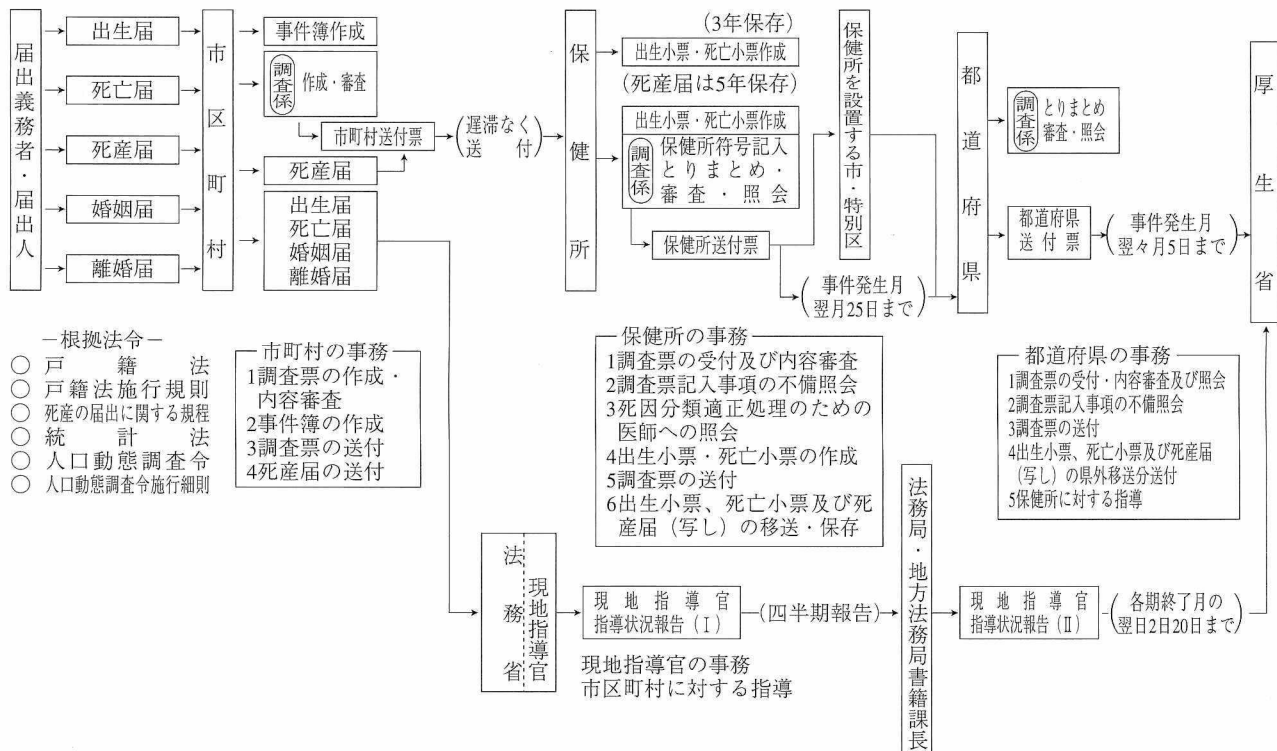


図5 人口動態調査体系図

出典『人口動態調査必携』厚生省

票は保健所送付票とともに都道府県に送付する。

④都道府県は調査票の不備を照会し都道府県送付票とともに厚生省へ送付する。

⑤厚生省は調査票を三年間保存する。

この調査系統から歴史的価値の派生を想像しうる文書を想定するならば、厚生省に保存される調査票及び保健所に保存される出生小票、死亡小票であろう。調査票は出生・死亡・死産・婚姻・離婚の五種類が作成され、保健所で作成される出生・死亡小票はほぼ同内容である。出生小票は、子の産まれた時間、子の父母、その住所・氏名・職業・生年月日・国籍、子の生まれた施設、体重、身長、妊娠週数、母の出生した子の数、出生に立ち会ったものなどの情報が記載される。保健所はこれらの小票及び調査票を運営資料として利用できることになっている。

月単位で行われるこの人口動態統計の調査票は膨大な数に及ぶであろう。せめて、保健所で利用されてきた出生小票、死亡小票の保存年限が過ぎた段階で文書館への移管・評価選別を主体的に行える手続きが確立できないものだろうか。

4 国勢調査関連資料の評価選別

国勢調査は「統計法」の条文中に指定統計として唯一規定されている（統計法第四条）。

それによれば、一〇年ごとの調査と五年ごとの簡易な調査、及び臨時の国勢調査を行えることを規定している。国勢調査は統計主管課の委任事務のなかでも最も重要で煩雑なものである。国勢調査令（昭和五十五年政令第九八号）によれば、調査機関及び調査系統は漁業センサスの調査系統と同様であるが、特徴的なのは調査区（字を単位区としてそのうえに設定される区域、五〇戸程度を目安にする）の設定及び修正について厳しく規定していることである（国勢調査令第八条の二）。とくに設定は一〇年ごとであり、五年ごとの調査はその設定を利用する。国勢調査の調査票等の流れは、市区町村→都道府県→国（総務庁）というように単純であり、その保存は次のように規定されている。

総務庁統計センター所長は、調査票を三年間、総務庁統計局長は結果原票又は結果原票が転写されているマイクロフィルムを永年保存するものとする（国勢調査施行規則昭和五十五年総理府令第二一号）。

表7は平成七年度完結文書のうち国勢調査関連の簿冊をとりあげ内容を書き上げたものである。内容は、調査区修正関係、調査員・調査協力関係、準備会議や連絡体制など組織の調査体制に関わるもの、その他報道関係一件のように分類できる。

これらの簿冊のうち、調査準備の中核である「計画会議」の簿冊（04）や市区町村との事務打ち合わせ会の会議資料を含む国勢調査会議一件の簿冊（06）など組織の調査方法、調査体制に関する簿冊（番号10、11、04、06）は業務に関わる証拠的価値をもつゆえに有用であり残すべきではなかろうか。とくに整理番号10、11の簿冊は国勢調査においてプライバシーの問題や調査員の安全問題でその調査体制がこれまでと変わってきていることを示している。とくに広島市では前回の調査で調査員が殺害される事件が起きており、安全対策で国の指導より先走って行っている経緯がうかがえ国と県が応答している。ほかには報道関係一件は写真資料が証拠的価値として有用である。

その他、調査区修正関係は、とくに国勢調査では修正の手続きが厳しく調査の根幹に関わるため多く残されているが、むしろ一〇年に一度作成される調査区設定の際の資料を残すべきであろう。5年ごとの簡易な調査であった平成七年度は平成二年度の調査区を修正して使用したのであり業務上の価値が消えれば選別は必要ないと思う。

最後に膨大な調査票についてコメントしておこう。国勢調査の情報は刊行物となっている情報以外に多くの表章区分（調査区、市町村、字、大字）について未刊行の情報が永年保存のマイクロフィルムに記憶されている。物理的に考えれば調査票の保存は厳しいものがある。また、国勢調査自身が申告者の不信を買いつつあり、調査困難という状況が生まれつつあるのも事実である。しかし、調査票の情報的価値は再考する価値があるように思う。「情報の濃縮物」としての価

表7 国勢調査関連平成7年度完結文書簿冊内容

文書分類番号	番号	簿冊題名	内容
A1711	97	人口統計	平成7年度国勢調査調査区修正関係書類 各市区町村の調査区設定後訂正の書類が県に上がり総務庁に提出したもの
A1711	98	人口統計	平成7年度国勢調査調査区修正関係書類 基本単位区・調査区修正一覧表と修正事由（世帯数の増加など）及びその地域の地図、調査区一覧表
A1711	99	人口統計	平成7年度国勢調査調査区修正関係書類 調査区修正のため総務庁へあげた書類に対する総務庁の疑義とそれへの回答・（各市区町村への）照会
A1711	00	人口統計	平成7年度国勢調査調査区修正関係書類 総務庁に提出する調査区修正書類と調査区設定審査リスト及び調査区基本単位区審査リスト
A1711	01	人口統計	平成7年度国勢調査調査区修正関係書類 調査区の修正（増加申請）、調査区数についての伺い、世帯名簿、調査区要図・単位区要計表のうち訂正した書類の写し
A1711	02	人口統計	平成7年度国勢調査調査員相互協力 調査員名・調査区番号・相互協力の通し番号
A1711	03	人口統計	平成7年度国勢調査協力依頼一件 公務員・病院等への協力依頼通知
A1711	04	人口統計	平成7年度国勢調査実施準備会議 国勢調査の準備事務の中核となる「計画会議」でデータ集計、実体の反映の有無、調査方法など問題討議 刊行物（平成7年度国勢調査実施計画の概要－国勢調査地方別実施準備打合せ資料－）
A1711	05	人口統計	平成7年度国勢調査会議 市区町村産業大分類格付け事務打ち合わせ一件 環境整備等事務打ち合わせ、調査員事務打ち合わせ一件 市町村報告会指導員調査員報告会一件、ブロック幹事県検討会、地方別報告会
A1711	06	人口統計	平成7年度国勢調査会議一件（資料） 市区町村事務打合せ会の会議資料（市町村事務要領、調査の手引、指導員事務の手引、産業大分類格付け事務）
A1711	07	人口統計	平成7年度国勢調査報道関係一件 街頭宣伝・指導員・垂れ幕などの写真、広報、新聞記事
A1711	08	人口統計	平成7年度国勢調査結果報告 行政刊行物＝平成7年結果速報市町村別人口及び世帯数結果速報概要、記者発表資料、要計表人口について、平成2年の人口に較べて増減結果と理由を市町村へ照会
A1711	10 11	人口統計	平成7年度国勢調査実施本部連絡体制 広島県実施本部施設式、市区町村緊急連絡網、市区町村別苦情照会等件数、実施本部の設置状況、プライバシーの問題についての新聞切り抜き等、広島市の問題について総務庁と県統計課の応答（調査員安全指導の問題）

- [注] 1) 国勢調査関連平成7年度完結文書の保存年限は5年、廃棄予定年度は2001年度。
 2) 残り14簿冊は「選別せず」と判断した。番号と件名のみ以下に記しておく。
 平成7年度国勢調査の部分は省略。12＝「聞き取り要等」、13＝「照会一件」、14・15＝「主要事業所の事業の種類」、16＝「調査員名簿」、17＝「調査員・指導員」18＝「調査員の内申・調査員名簿」、19＝「指導員内申・調査員名簿」、20＝「調査員指導員任命替え」、21＝「指導員調査員表彰」、22＝「雑件」、23＝「調査票輸送関係」、24＝「産業大分類格付」「審査関係」、25＝「事後調査」以上。

値は図り知れない。シェレンベルグは国勢調査の調査票について次のように述べている。⁽²²⁾

国勢調査調査票によつて供給される合衆国の全住民に関する情報は、時及び場所の両者に関して包括的である。調査票は10年間隔でこの国の全住民をほぼ完全にカバーしており、また人について多くの事実を比較的簡潔に含ませることによつて、個人に関する情報の濃縮物を呈示している（後の国勢調査調査票は、あまりにも大量なのでマイクロフィルムに縮小されてきたが）。1850年の国勢調査以来、調査票は、通常、合衆国における全ての自由住民の名前、年齢及び出生地を示す。国勢調査調査票は、通常、個々の市民の一身上の特性（家、性別、婚姻状態、年齢）、政治上の状態（出生地、国籍、言語、人種）、社会的状態、（読み書きの能力、宗教）、及び経済的状态（職業、所得）に関する情報を含む。国勢調査調査票は、その整理及び情報の濃縮形態のために形態の吟味にも合格する。ちなみに現在の日本の国勢調査の調査項目を次に掲げておく。

・世帯員に関する事項Ⅱ氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、五年前の住居の所在地、在学・卒業等教育の状況、就業状態、所属の事務所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地、従業地又は通学地までの利用交通手段、通勤時間又は通学時間、・世帯に関する事項Ⅱ世帯の種類、世帯員の数、家計の収入の種類、住居の種類、居住室の数、住宅の床面積、住宅の建て方（国勢調査令第五条調査事項等）

四 おわりに—今後の課題—

日本の統計制度は極めて体系的にできている。統計法でめざされた「真実性の確保」のために、「申告者の秘密保護」「調査票等の管理」「（調査票の）目的外使用禁止」という厳しい規制が設けられ国の統計制度の根幹を支えている。指定

統計・承認統計は都道府県及び市区町村に委任され、分散型統計機構のもとで統計主管部局をもつ各省庁に調査票・結果表一覧表その他のデータが吸い上げられていく。指定統計によつて調査票以下のデータの保存年限が異なり、調査票や結果表などのデータも、国、都道府県、市区町村のいづれかで保存される。保存年限がすぎれば広島県の現状ではそれらのデータは統計主管課の手で廃棄されている。しかし統計法にいう「統計上の目的以外に使用してはならない（第一五条）」という規定が廃棄の法的根拠となるわけではない。公文書館法の趣旨にそえば、国及び地方公共団体は「歴史資料として重要な公文書等」について「適切な措置を講ずる責務」を負っている（第三条）。調査票や小票も国及び地方公共団体が廃棄する以前に国立公文書館や都道府県、市区町村の文書館への移管が望まれる。実際、国立公文書館の「移管の対象となる公文書等の例」には「①個人に関する情報を記録したもの」として「各種調査票等」があげられている。（『公文書等の集中管理』国立公文書館平成三年）。ただし移管に際しては公開非公開基準や情報管理の問題は十分に研究されねばならないであろう。

また県段階で作成された公文書は、指定統計・承認統計など国の委任業務執行の際作成されるものが多い。選別に際しては、調査方法や調査体制に関する公文書を中心に記録作成機関の証跡として残すべきものを選別する必要がある。また、表象区分の小さいデータなど公刊されていない報告書類も、選別して行くべきであろう。

統計関連資料の評価選別では全国で同じように作成される機関委任業務遂行上作成される公文書も大切であるが、むしろ国勢調査などの調査票や結果表、出生小票・死亡小票のように「情報の濃縮物」として多様な情報的価値を含む公文書こそ、移管・評価選別の対象となるよう働きかけていくことを考えてもよいと思う。

ここで、冒頭に述べた「歴史的価値」について若干の私見をのべたい。

統計関連資料についていえば、調査票や結果表、出生小票・死亡小票などは公の機関が膨大な公費を用いて作成した極

めて信頼度の高い調査の原票である。私的な調査ではなく精度の高い公的調査という点に意味がある。歴史的価値はそれを判断する主体の尺度に左右されるといわれる。⁽²³⁾確かにその点は否定できないが、判断される資料自身のなかに価値を認知させる要素が含まれるのも事実である。その資料がいかにして作成されたかという作成意図や生成過程の精度は、将来の市民がその価値を認めていく尺度になろう。

そして、統計関連資料の調査票や結果表は時系列で長期的継続的にその情報を持てる資料である。また、調査票はその時代の人間の諸側面についての多様な情報を含み、情報そのものが組織的客観的に作成された公的で正確なものである。その情報の価値は時系列に沿い確実に派生すると予想する。その意味で、厳しい規制のある統計制度をもつ日本の原票だからこそ、移管・保存の方向が吟味されてもよいのではなからうか。

神奈川県立公文書館の樋口雄一氏は昨年十一月、専門職員養成課程の評価選別論の講義のなかで、公文書館の評価・選別権の確立と廃棄義務のある調査票や小票の保存の必要を話された。筆者も同感であり各指定統計の調査票の価値を廃棄以前に吟味できる手続の確立がまず目指されるべきだと思う。

最後に今後の評価選別論の方向と評価選別の前提について私見を述べ締めくくりとしたい。

最近の評価選別論のなかで最も魅力的であったのは、安藤正人氏が紹介したドイツのハンス・ブルムスの能動的記録評価論であった。それは、「初めに記録ありき」ではなく「初めに社会ありき」という発想から、「記録群の背後にある社会構成集団と社会過程の分析から出発」して「どの出来事、どの歴史事象を伝えるべきか」という観点に立つ。「社会過程の分析と価値付け」をふまえた「人間の生活の総体を伝える・・・ドキュメンテーション・プラン」⁽²⁴⁾の設定をふまえて記録の評価選別を行うというものである。

しかし、実際の選別業務の中でその方法を取り入れようとすると、社会分析以前に有効な評価基準をもち県の行政活動

を熟知していなければプラン設定は実務的に不可能であり、「初めに社会ありき」の発想へは実務が追いつかないことに気づく。したがって「能動的」評価選別に至る前提として、行政活動の体系的、総合的理解を進め、有効な評価基準の設定を行うことは、現段階では必要である。今後もあるテーマに沿って行政活動を掘り下げ体系的に把握する試みを「ケーススタディー」として行っていきたい。

註 (1) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会研修・研究委員会の委託研究。詳細は当紀要安藤福平論文「公文書管理・移管・評価選別について」の「はじめに」参照。

(2) 鈴江英一「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」（『北海道立文書館研究紀要』第四号、一九八九年）一〇二頁、一〇八頁。このなかで、評価選別に当たったの収集基準の「適用の方法」、手続き、「公文書に対する分析方法」等について経験の共有の大切さを指摘している。

(3) 一九九八年十一月三十日から十二月十一日、一月二十五日から二月五日までの前後期各二週間の日程で行われた。評価選別論講義は樋口雄一氏ニコマ、神奈川県立公文書館での実習一日、東京・群馬・北海道の各文書館のケースス

タディー及び全体討論が一日であった。個人的には、評価選別論の講義、演習の時間はもっと増やすべきだと思う。

(4) 戸島昭氏は「文書・記録の評価と選別」（『記録資料の管理と文書館』一九九六年、北海道大学図書刊行会）のなかで、公文書の価値について、作成時点にさかのぼって「絶対的価値」と「相対的な価値」を認めている。絶対的とは「都道府県民に帰属する財産」としての価値であり、相対的とは「私文書」に対する「客観性」「公平性」「一般性」をもつ「公文書」としての価値である。作成時の一次的保存価値に対して、二次的に派生する保存価値を「歴史的な価値」とする。

(5) 樋口雄一「公文書館における評価と選別」（公文書館専門職員養成研修前期課程講義録）

(6) 註(1) 安藤福平論文における「三評価選別」での全国各館の実態分析を参照。

(7) 註(4) 戸島昭論文三七六頁。

(8) 註(2) 鈴江英一論文九五頁、一〇二頁、註(4) 戸島昭論文三六六頁。

(9) 統計制度の歴史については参考文献として『統計局・統計センター百二十年史』一九九二年、総務庁統計局。『総理府統計局八十年史稿』一九五一年、総理府統計局。『医制百年史』一九七六年、ぎょうせい。『統計実務基礎知識平成10年度版』一九九八年、財団法人全国統計協会連合会、坂本信三『我が国の統計制度』一九九一年財団法人全国統計協会連合会等を参照。

(10) 統計法の内容については『統計六法』平成十年度版一九九八年、財団法人全国統計協会連合会、註(9) 坂本信三前掲書、註(9)『統計実務基礎知識平成10年度版』一九九八年、財団法人全国統計協会連合会、を参照。

(11) 註(9)『統計実務基礎知識平成10年度版』一九九八年、財団法人全国統計協会連合会、三三三頁表3市区町村の統計機構の状況を参照。

(12) 厚生省では統計情報部所管調査約二〇本、省内各部署所管調査約四〇本で例年五〇〜六〇本の調査を行っている。

諸統計の体系と統計関連資料の評価選別について(数野)

そのうち指定統計は五本、承認統計約三〇本、届出統計約二〇本という(『厚生統計テキストブック』一〇頁〜一頁一九九七年財団法人厚生統計協会)。

(13) 統計は次のように分類される。統計には第一次統計(基礎統計)と第二次統計(加工統計)がある。第一次統計(基礎統計)は第一義統計(調査統計)と全数調査と標本調査がある。と第二義統計(業務統計)に分かれる。(『統計実務基礎知識平成10年度版』)

(14) 神奈川県企画部統計課への電話照会。

(15) 新潟県企画調整部統計課への電話照会。

(16) 広島県でも「畜産関係諸調査」は統計と名の付いていない、れっきとした全数調査である。

(17) 香川県企画部統計調査課は四月に全庁に「統計調査計画書」を出させて全体の統計の把握を始めたそうである。長崎県企画部統計課は『地方統計ガイド』のアンケート時点で全庁の統計を把握していなかったため極端に統計数を少なく申告してしまったが、それから内部資料を作成して全庁の統計を把握したそうである。ともに電話照会。

(18) 東京都「公文書等の収集基準実施細目」は「公文書の管理・移管・評価選別に関するレポート集」の東京都公文書館大日方孝史・水口政次報告資料より抜粋。神奈川県は

諸統計の体系と統計関連資料の評価選別について（数野）

『神奈川県立公文書館規定集』一九九六年神奈川県立公文書館より抜粋。

(19) 安藤正人『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』一九九八年吉川弘文館二四一頁

(20) 小林蒼海『各国における評価選別・目録作成について—資料—』（第五回都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会議用資料）一九九七年四五頁～五九頁シエレンベルグ『現代公記録文書の評価』の抄訳・要約。

(21) 註(20) 小林蒼海前掲資料五七頁。

(22) 註(20) 小林蒼海前掲資料五四頁。

(23) 富永一也「海外資料の収集について」『第二十四回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会沖縄』資料六五頁。

(24) 註(19) 安藤正人前掲書二四八頁～二四九頁。

付記

本稿は一九九八年度国立公文書館公文書館専門職員養成研修の修了レポートを一部改訂したものである。

成稿にあたり、広島県統計課課長補佐永本廣氏には統計行政に関する資料や参考文献の提供を始め、統計実務について数多くの質問に丁寧親切に答えて頂いた。氏の援助に心から感謝する。

（かずの ふみあき 研究員）